

子ども(児童)の権利に関する条約

日本は1994年4月22日に批准。5月22日から効力を
持ちました。18歳未満のあなたにはこの条約にある
権利が認められています。

国や役所、先生や親などをふくむすべての大人は、
この条約をまもらなければなりません。

条約の主な内容

- ◆あなたには、男か女か、体や心にハンディがあるかないか、あなたが持っている意見や宗教など、を理由に差別されない権利があります。
- ◆大人があなたのことについて何か決めるときには、あなたの一番いいようにということを考えてきめなければなりません。大人の都合で決めてはいけません。
- ◆あなたには、いのち・成長・健康などが守られる権利があります。
- ◆あなたがどの学校に行くか、学校に登校するかどうか、どんな友達とつきあうか、どんな髪型や服装をするかなど、あなた自身に関わるすべてのことについて、あなたは自由に意見を話す権利があります。そのさい、まわりの人に対して、あなたの考えを十分に尊重するように求めることができます。
- ◆あなたには、どんなことについても自由に意見を述べ、自分で自由に表現し、集う権利があります。
- ◆あなたは、体罰などの暴力をふるわれたり虐待されることなく、どんなときでもひとりの人間として大切にされる権利があります。
- ◆あなたは、遊ぶ権利を持っています。
- ◆あなたが、人を傷つけてしまったり、万引きなどの問題をおこしてしまったときでも、あなたには人間らしいあつかいをうける権利があります。あなたがおこした問題について裁判が行われるときは、あなたには弁護士など大人の援助を受ける権利があります。

大人たちには、条約の内容を
子どもたちに知らせる
義務があります

常設相談 東京弁護士会 子どもの人権救済センター

電話相談 03-3503-0110 無料
月～金…13:30～16:30 / 17:00～20:00 | 土曜日…13:00～16:00
(受付時間 19:45 まで) (受付時間 15:45 まで)

面接相談 [予約制] 初回無料 ※電話相談後に面接相談の
予約をしてください。
水曜日(霞が関法律相談センター)…13:30～16:30
土曜日(池袋法律相談センター)…13:00～16:00

電話相談・面接相談ともに、子どもの人権に関する全ての
の事柄を扱います。

電話相談・初回面接相談は無料です。

電話相談や面接相談の結果、担当弁護士が継続して相談
を受けたり、事件受任し、代理人として活動する場合等は
有料となります。この場合にも、お金のない人のために弁
護士費用を援助する制度がありますので、お気軽にご相談
ください。

今日帰るところがない子どもたち、虐待や犯罪などの危
険から避難しなければならない子どもたちのためのシェル
ター(居場所)「カリヨン子どもの家」を運営する社会福祉
法人カリヨン子どもセンターにも連絡できます。

▼ 霞が関法律相談センターのご案内 ▼

地図はこちら
千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館 3階
<アクセス>
東京メトロ霞が関駅から
(丸ノ内線・日比谷線・千代田線)
・B1-b出口より直通
・A1出口より徒歩2分
・C1出口より徒歩3分

▼ 池袋法律相談センターのご案内 ▼

地図はこちら
豊島区池袋2-40-12
西池袋第一生命ビル
ディング 1階
<アクセス>
各線 池袋駅西口より
徒歩5分

ご存知ですか?
**少年事件
当番弁護士**
TEL: 03-3580-0082
子どもが逮捕・勾留されたり、鑑別所に入ったりしている場合は、「少年当番弁護士」が1回無料で
接見・面会に行く制度があります。当番弁護士
センター [03-3580-0082]にご連絡ください。
弁護士に依頼する際に費用を援助する制度が
利用できる場合もあります。

子どもの 人権110番



話
し
て
み
よ
う
よ

03-3503-0110 無料

月～金 13:30～16:30 / 17:00～20:00 (受付時間 19:45 まで)

土曜日 13:00～16:00 (受付時間 15:45 まで)

東京弁護士会子どもの人権救済センター
https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/tel/children.html



いじめ

小学6年生の女の子です。もう半年くらい前から、同級生のお友だちから、髪の毛にガムテープをはられたり、蹴飛ばされたりしています。私は、もう学校へ行きたくありません。担任の先生にも相談しているのですが、何もしてくれません。どうしたらよいでしょうか。



不登校

中学1年生の娘が3ヶ月ほど前から学校へ行かず、部屋に閉じこもるようになりました。原因は、話してくれないのでよくわかりません。始めは、とにかく登校するように厳しく言ったのですが、これがかえって逆効果だったようです。このまま登校しないと、どうなるのでしょうか。



体罰

ぼくは高校1年生ですが、校則に違反して髪の毛を染めて登校したら、生活指導の先生たちから殴られ、顔にアザができてしまいました。法律では体罰は禁止されていると聞きましたが、校則違反のときは、体罰は許されるのでしょうか。



「子どもの権利条約」は、日本でも1994年5月22日から効力をもちました。

しかし、現在、いじめ・体罰・退学強要・校則問題など、学校生活の中で子どもの人権の侵害が多発しています。

また、家庭においても、親が子どもを虐待するなどの深刻な問題があります。「非行」で警察に補導されたり、逮捕されたり、家庭裁判所の審判を受ける子どもも少なくありません。その中で警察の違法な取り調べが問題になることもあります。

みなさんや、みなさんの近くにいる人の中にも、こうした悩みや問題を抱えている人がいないでしょうか。

こんな不安をかかえたあなたへ

ひとりで 悩まないで

☎ 03-3503-0110

東京弁護士会・子供の人権救済センターは1985年に開かれました。子どもたちのかかえる問題について、理解と熱意のある弁護士が子どもの人権110番の電話相談と面接相談を行って、多くの子どもたちの人権侵害の相談や救済に取り組んでいます。相談は無料です。

相談の中で、必要のあるものについては、学校と話し合いをするなどの調整・調査活動や救済活動を行っています。子どもの代理人の紹介もしています。

ひとりで悩んでいないで、ぜひ子どもの人権救済センターにご相談ください。

虐待

高校2年生です。親から、家事や幼い兄弟の世話をするように指示され、友達との交際も制限されています。そんな家での生活が辛いと感じるようになり、家を出て、ここ数日は友人宅に泊まらせてもらっていますが、もう限界です。怖くて家には帰れません。



親の離婚

中学1年生です。親が裁判所で離婚の話をしているみたいです。両親から「どっちと一緒に住みたいか」と聞かれ困っています。親が離婚したら僕はどうなるのでしょうか。



少年事件

中学3年生の息子が事件を起こして警察に呼ばれています。どのように対応したら良いのでしょうか。また、これから息子はどうなるのでしょうか。



ほかにも、たくさんの相談がありましたが、私たちは、そのひとつひとつについて、最善の解決に向けて、お手伝いをしてきました。